

審査請求書（下水道使用料督促状4）

平成27年11月25日(水)

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢
住 所 青森市桜川4丁目8番2号
氏 名 三国谷清一
年 齢 66歳
2. 審査請求に係る処分
青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成27年10月27日付け下水道使用料督促状(平成27年9月分)(以下「本件督促状」という。)による処分。
3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
平成27年10月28日
4. 審査請求の趣旨
審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。
5. 審査請求の理由
(1) 平成27年2月17日開催民生環境常任委員協議会において小松文雄環境部次長(現環境部理事)(以下「小松次長」という。)は「下水道使用料督促状の発行は企業局水道部に事務委任するが、この督促状の発行には新たな経費は発生しない」と説明し、青森市では、青森市下水道条例(以下「下水道条例」という。)を改正し、「督促手数料は、これを徴収しない」とした。しかし、この小松次長の説明を根拠とした下水道条例の改正が誤りであることは以下のとおり明らかである。
(2) 審査請求人が企業局長に本件督促状の作成・発送に要する経費について照会したところ70.6円と試算されるとのことであり、企業局長は下水道サイドへ下水道使用料督促状に係る経費を請求するとのことである。
(3) 小松文雄環境部次長の「督促状の発行には新たな経費は発生しない」との発言の意味するところを平成27年7月28日付け請願書を以て照会したが未だ回答が無いので、その趣旨は定かではないが、本件督促状の作成・発送に経費が掛かっていることは前述(2)のとおり明らかであり、実費徴収が原則である督促手数料について、これを徴収しないこととした下水道条例改正が誤りであることは明らかである。
(4) 過てる下水道条例を根拠にした、企業局長による審査請求人に対する本件審査請求に係る下水道使用料督促状による処分は違法であり、取り消されるべきである。
(5) 違法な下水道条例であっても、条例は条例だというのであれば、早急に下水道条例を改正し、下水道使用料に係る督促手数料を徴収すべきである。
6. 処分庁の教示
不服申し立てに関する教示はありません。
7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て
行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。



諮問第9号参考資料

審査請求に係る審査庁である市の見解

1. 本件処分の内容 平成27年9月分の下水道使用料督促処分

2. 審査請求の要旨に対する審査庁である市の見解

審査請求の要旨	審査庁である市の見解
<p>「実費徴収が原則である督促手数料について、これを徴収しないこととした青森市下水道条例改正が誤りであること、過る青森市下水道条例を根拠にした、本件審査請求に係る処分は違法であり、取り消されるべきであること、青森市下水道条例を改正し、督促手数料を徴収すべきである」との主張について</p>	<p>処分庁である企業局長からの弁明書によれば、「審査請求人にかかる本件督促状による処分は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則を含め、関係法令等に基づき行った処分であり、違法・不当なものではない」と弁明している。よって、本件処分に至る手続及びその根拠となる関係法令を確認した。</p> <p>まず、下水道使用料の督促に関する事務についてであるが、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第6条の規定に基づいて企業局長に事務を委任しており、企業局長が本件処分の正当な処分権限を有する者であることは明らかであるものとする。</p> <p>次に、本件処分に関する事務についてであるが、青森市下水道条例第30条の2第1項及び第2項の規定によれば、納期限を過ぎても使用料を完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発行しなければならないとされており、また、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定しなければならないとされており、これらの規定のとおり行われていることを確認した。</p> <p>したがって、本件処分は、関係法令を遵守して適正に行われており、違法・不当であるということはいえないものとする。</p> <p>また、審査請求人は、審査請求書及び本件審査請求に関する口頭意見陳述の中で種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも審査庁が審査すべき事項に当たらず、審査請求人の主張は採用することができないものとする。</p>

3. 結論

上記2のとおり、本件処分について、審査請求人の主張する違法性は認められないものとする。